

京 都 大 学 百 周 年 時 計 台 記 念 館 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(管理運営)</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>(百周年時計台記念館企画委員会)</u></p> <p>第6条 <u>記念館に、次の各号に掲げる事項を審議するため、百周年時計台記念館企画委員会(以下本条において「委員会」という。)を置く。</u></p> <p><u>(1) 記念館を利用したシンポジウム、講演会その他の行事の企画に関すること。</u></p> <p><u>(2) 前号の行事による学術研究の成果等の学外への積極的な発信に係る方策等及び連絡調整に関すること。</u></p> <p>2 <u>委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</u></p> <p><u>(1) 広報担当の理事(以下「担当理事」という。)</u></p> <p><u>(2) 国際交流委員会の委員 若干名</u></p> <p><u>(3) 社会貢献推進検討委員会の委員 若干名</u></p> <p><u>(4) 春秋講義企画委員会の委員 若干名</u></p> <p><u>(5) その他総長が必要と認める者 若干名</u></p> <p><u>(6) 総務部長</u></p> <p>3 <u>前項第2号から第5号までの委員は、総長が委嘱する。</u></p> <p>4 <u>委員会に委員長を置き、担当理事をもって充てる。</u></p> <p>5 <u>委員長は、委員会を招集し、議長となる。</u></p> <p>6 <u>前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。</u></p> <p>(施設の使用)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(管理運営)</p> <p>第5条 (同 左)</p> <p>第6条 <u>削除</u></p> <p>(施設の使用)</p> <p>第7条 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成18年12月25日から施行する。</p>